

## イコム規約（2007年8月改訂）

2007年8月ウィーン（オーストリア）において承認された。

### 目次

序言	
第1条	名称、法的地位、所在地、存続期間および会計年度
第2条	使命及び目的
第3条	用語の定義
第4条	会員
第5条	年会費
第6条	会員の特典
第7条	投票権
第8条	イコムの組織
第9条	管理機構
第10条	総会
第11条	執行委員会
第12条	執行委員会幹部
第13条	会計監査
第14条	諮問委員会
第15条	国内委員会
第16条	国内連絡員
第17条	国際委員会
第18条	地域連盟
第19条	加盟機関
第20条	大会
第21条	運営事務局
第22条	ユネスコーイコム博物館情報センター
第23条	収入及び支出
第24条	言語
第25条	方針と手続きの規則
第26条	他の機関との関係
第27条	発効と改正
第28条	解散

## 序言

国際博物館会議（International Council of Museums 以下イコムという）の規約は、この組織の最も基本的な文書である。この規約は、イコムの内部規定および職業倫理規程によって定義され、また補完される。

イコムの活動は、誠実、公正性と相互の尊敬に基づき、国際的な博物館のコミュニティーに奉仕するものでなくてはならない。

イコムの目的は、(i) 博物館の専門的な運営の確立と発展を促進し、そして (ii) 博物館の性格、機能および役割に対する知識と理解を推進することにある。

イコムは、博物館および博物館の専門職員に適用され尊重されるべき倫理基準を設定する。同組織は、博物館同士、またその専門職員間の協力と相互扶助を企画・調整する。また、博物館学およびその他の博物館学、博物館の経営や活動に関する研究分野、知識を代表し、推進し、普及する。

### 第1条 名称、法的地位、所在地、存続期間および会計年度

#### 第1項 名称

この組織の名称は国際博物館会議(イコム)という。この名称と略称の使用は、同組織およびその会員が許可し、またはそれらを益するものに限定される。

#### 第2項 法的地位

イコムは 1946 年に設立された、フランスの法律の適用を受ける(1901 年、協会に関する法律)組織であり、国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)と公式の関係を維持し、国際連合経済社会理事会の諮問的地位を有する非政府団体である。

#### 第3項 所在地

登録されたイコム事務局の所在地は、フランス国、75732 パリ Cedex 15、ミオリ通 1、メゾン・ド・ユネスコである。所在地は執行委員会の決定により変更できる。

#### 第4項 存続期間

イコムの存続期間は無期限である。

#### 第5項 会計年度

会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終了する。

## 第2条 使命及び目的

### 第1項 使命

イコムは、世界の現在及び未来の、そして有形および無形の自然および文化遺産の保存、維持、社会への伝達に従事する博物館および博物館専門職員の国際的組織である。

### 第2項 目的

イコムは、博物館活動のための専門的・倫理的基準を設定し、そのような問題に関して勧告し、訓練を促進し、知識を増進し、世界規模のネットワークと共同事業により公衆の文化に対する意識を高める。

## 第3条 用語の定義

この規約において以下の用語が最初の文字を大文字にして使用される時は常に、単数、複数の区別なくこの条項に定義された意味を持つ。

### 第1項 博物館

博物館とは、社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、研究、教育、楽しみを目的として収集、保存、調査研究、普及、展示をおこなう公衆に開かれた非営利の常設機関である。

### 第2項 イコムに認知された機関

執行委員会は、諮問委員会の助言を求めた上で、他の機関を博物館の性格の一部またはすべてを備えているものと認めることができる。

### 第3項 博物館専門職員

博物館専門職員は、すべての博物館と、第3条・第1項の定義により博物館相当施設と認められた機関および博物館活動に益となる訓練・研究機関の職員のうち、博物館の運営と活動に関連した分野において専門的な研修を受けた、もしくは同等の実務経験を持つ者、またはイコムの職業倫理規程を尊重し、博物館のためにもしくは博物館とともに仕事をしているが、博物館とそのサービスに必要な商品や設備の販売または販売促進には係わっていない個人のすべてを含む。

### 第4項 正当な会員

イコムの正当な会員とは、入会の申し込みがこの規約の第4条・第2項にある条件のもとで認められ、執行委員会が定めた額の会員資格の年間費用（年会費）を同様に定めた期日に支払った個人（または団体）である。

## 第5項 国

国内委員会を設立するために、国は国際連合もしくはその専門機関のひとつに加入しているか、国際司法裁判所に加盟している自治国と定義される。

## 第4条 会員

### 第1項 会員

会員の資格は、博物館、イコムに認められた機関、博物館の専門職員および博物館のコミュニティの進歩に利益があると思われる個人または機関に開かれている。会員に選ばれた資格のある人は、イコム入会の希望とイコムの職業倫理規程を受け入れ守ることを表明し、申込用書の全項目を記入すること。

イコムの会員資格は、各国の法規および国際条約を勘案して、美術品、天然および科学標本を含む文化財を取引する（利益のために売買する）個人または機関(その職員も含めて)は保持することができない。

### 第2項 入会の承認

国内委員会は、新会員の入会の申込書および年間の会費をイコム事務局に至急送付する。

本条の第3項に定めるように、名誉会員のみがこの審査過程を免除される。名誉会員候補は執行委員会によって総会に提案され、総会は多数決によりその可否を決定する。

### 第3項 会員の範疇

- i. 個人会員—第3条に定める現役または退職した博物館の専門職員、もしくはその他の、その経験、またはイコムのためにおこなった専門的な仕事のゆえに個人会員になる資格を有する者。
- ii. 団体会員—博物館もしくは博物館の定義に合うその他の機関。
- iii. 学生会員—博物館関連の学術的な課程に在籍している者は、国内委員会によりこの範疇の会員としての入会を提案されることができる。
- iv. 名誉会員—国際的な博物館のコミュニティまたはイコムのために格別の働きをした者。
- v. 賛助会員—博物館および博物館間の国際的な協力に対する関心のゆえに、まとまった経済的もしくはその他の援助をイコムに対して行う個人または団体。

### 第4項 会員資格の終止

イコムの会員資格は、以下の理由のいずれかによる自発的な退会もしくは執行委員会の決定によって打ち切ることができる。

- i. 職業上の身分の変化
- ii. 職業倫理違反
- iii. イコムの目的と実質的に相容れないとみなされる行為
- iv. 正式な支払い請求を受けた後の会費の不払い。

## 第5条 年会費

### 第1項 会費の額および支払い

イコムの個人、団体、学生および賛助会員は、それぞれ会員資格の年間費用（年会費）を、執行委員会が勧告し総会によって承認された額によって支払わなければならない。

毎年、執行委員会は翌年の年間会費の額を発表する。国内委員会は6月30日までに会費を事務局に送り、事務局は受領の翌月それを処理する。

### 第2項 会費の期間

年会費は当該の暦年に対するものである。

## 第6条 会員の特典

### 第1項 会員証カード

正当な個人会員には、イコムによって決められた特典が付与された会員証カードが発行される。

### 第2項 選挙に立候補する権利

正当な個人会員および正当な団体会員の代表者は、執行委員会（第14条・第5項参照）、諮問委員会の委員長または副委員長（第14条・第3項参照）、国内委員会、国際委員会もしくは地域連盟の選出される役職の選挙に立候補することができる。

### 第3項 指名された代表

団体会員は、国内委員会および国際委員会、また大会および総会における彼らの代表者を3名指名できる。

### 第4項 学生の参加

学生会員は国内および国際委員会の活動に参加することができ、また大会と総会にも出席・参加できるが、投票あるいはイコムの役職に立候補することはできない。

### 第5項 特別な身分

名誉および賛助会員には会員の権利と特典が与えられるが、イコムの選挙による役職に

就くことはできない。

## 第7条 投票権

### 第1項 投票権

個人および団体会員の総会における、また執行委員会の選挙における投票権は本条の以下の項、第10条・第2, 3, 6項および諮問委員会の会議の場合は第14条・第7項に定める； 投票の間に出席している会員は、1名を超える委任を行使することはできない。

### 第2項 委員会の投票

各国内および国際委員会は、総会までに提示された事柄に関して、それぞれの代表として投票する5名の会員（個人会員もしくは団体会員のなかで代表に指名されたもの）を指名する権利を有する。

### 第3項 加盟機関の投票

各加盟機関は、総会までに提示された事柄に関して、それぞれの代表として投票する3名の会員（個人会員もしくは団体会員のなかで代表に指名されたもの）を指名する権利を有する。

### 第4項 投票権のない会員

学生、賛助および名誉会員には、イコムの総会における投票権を有しない。

## 第8条 イコムの組織

イコムは次のように構成されている。

- i. 総会
- ii. 執行委員会
  - 会長
  - 副会長2名
  - 収入役
  - 一般(通常)委員
- iii. 諮問委員会
- iv 国内委員会
- v 国内連絡員
- vi 国際委員会
- vii 大会
- viii 地域連盟

- ix 加盟機関
- x 事務局
- xi ユネスコ・イコム博物館情報センター

## 第9条 管理機構

イコム本来の権限は会員にある。

執行委員会は、総会において選出された役員と一般(通常)委員によって構成され、イコムの運営面を担当する。

諮問委員会は、国内および国際委員会、地域連盟ならびに加盟機関の委員長によって構成され、イコムの諸活動において会員を代表して助言者的役割を務める。

## 第10条 総会

### 第1項 権限

総会はイコムの立法機関である。

### 第2項 会員

総会は、すべての個人、学生、賛助および名誉会員ならびに指名された団体会員の代表から成り立つ。国内委員会、国際委員会および加盟機関により第7条・第1、2、3項に従って代表投票者に指名された個人会員と団体会員の代表のみがイコムの総会における投票権を持つ。

### 第3項 会議

通常総会－総会は通常の会議を最低年1回、諮問委員会の年次会議のときに開催する。定足数は、出席者もしくは委任によって代理される投票権を持つ会員数（1会員に対する委任の数は手続きの規則に示されている）の単純多数である。もしもこの定足数に達しない場合、総会は同じ場所に遅くとも24時間以内に再び召集される。そのときの出席者が何人であっても、総会は討議をおこなう権限を持つ。通常総会の決議は単純に出席者の多数によりおこなわれる。

通常総会は、i) 入会申し込みの条件の変更に関する執行委員会の勧告について決定をおこなう。

通常総会は執行委員会のメンバーを選出する（第11条第1項および第14条第5項）

通常総会は最低年 1 回、会計年度の終了後 6 ヶ月以内に、会計について決定するために開催される。

通常総会は、この規約の第 20 条に定められたように、3 年毎の会議を 3 年毎の大会とおなじ期日、場所で開催する。

臨時総会—会長の勧告により執行委員会は、規約の改正、ならびに執行委員会およびまたは諮問委員会、国内および国際委員会およびまたは地域連盟および加盟機関によって提案された重要事案の採決のために特別総会を開くことができる。特別総会における決定は、出席者および代理人の 3 分の 2 以上の多数によりなされる。

臨時総会は、規約のすべての面に関して改正する権限を持つ。

参加者リスト—各総会中に出席している構成員または委任状を持つ代理者は、出席名簿に署名をする。議長は出席名簿を閲覧しその正確性を保証する。

議事録—各総会の討議および決議に関する報告は、事務総長によって作成され、会長により承認される。複写および抄録は電子版または印刷版により会員に供される。

議事録には、開催期日、場所、議題項、開催の方式、出席会員および代理人の姓名、討議用に配られた文書および報告書、討議の要約、決議文と投票の結果を提示しなければならない。

#### 第4項 総会への公式招待

執行委員会は、総会の議題を決め、会議の開催日より少なくとも 30 日前に総会の招集をおこなう。総会の会議は、フランス国、75732 パリ Cedex 15、ミオリ通 1、メゾン・ド・ユネスコ、もしくは公式の招待状に示されたほかの場所で開催される。

I) 公式の招待状は、会議の期日より少なくとも 30 日前に事務総長から総会を構成するすべてのイコム会員に送付される。

II) 発表は、イコム・ニュースに掲載されるか、イコムのウェブサイトに掲示される。

公式招待状には、総会の期日、時間、会場、および議題が記される。

#### 第5項 会長の権限



イコムの会長は総会の議長を務める。会長がこの役割を果たすことを望まない場合は、2名の副会長のうちの1名が総会の議長を務める。

#### 第6項 投票

総会の会議中、特に執行委員会の選挙の期間に、各国内・国際委員会は、総会で決定すべき問題について、それらの名において投票をおこなう5名の会員（個人会員もしくは団体会員の代表者）を指名する権利を有する。同様に、各加盟機関は、同一の条件で3名の投票会員（個人会員もしくは団体会員の代表者）を指名する権利を有する。

### 第11条 執行委員会

#### 第1項 構成

執行委員会はイコムの意思決定機関である。同委員会は、9名以上、15名以下の選出された委員ならびに職務上の資格をもつ諮問委員会の議長により構成される。

執行委員会の委員は、通常総会によって選出され、3年間の任期を務める。執行委員会の役員および一般(通常)委員は、当選すれば2期連続して務めることができる。一般(通常)委員は後に委員会の役員に選出されてもよい。誰も執行委員会の委員を4期以上連続して務めることはできない。

会長は執行委員会の委員長を務める。会長が任期を全うできない場合は、執行委員会は、単純多数決により2名の副会長のうちの1名を選び、次期選挙までの会長代行とする。副会長が任期を全うできないときは、執行委員会は単純多数決により一般(通常)委員のうちの1名を選び、次期選挙までの副会長代行とする。一般(通常)委員が副会長を勤めた期間は、その委員が選出された役員を務めた期間とはみなされない。一般(通常)委員が任期を全うできない場合は、その役職は次期選挙まで空席のままとする。

執行委員会の委員に選出された者は、執行委員会の了承がないかぎり、イコム内で他の役職に就くことはできない。

#### 第2項 会議

委員会は、通常会議を少なくとも年2回開催する。これらの会議のひとつは年次通常総会の際に、同じ時期と場所でおこなわれる。

#### 第3項 委員会の義務

執行委員会はイコムの優良な運営を保証する。

委員会は、イコムのさまざまな資源（財政的、人的、知的および技術的）とその発展を監督する。

委員会はイコムの名声、国際的評価、一般からの尊敬を護る。

執行委員会は、会費の額を総会に勧告し、その承認をうる。

#### 第4項 定足数および多数

委員会の会議の定足数は委員の単純多数である。

執行委員会は単純多数により決定をおこなう。

#### 第5項 委員会

会長は、執行委員会の承認を得たうえで、常任委員会、特別調査委員会、および作業部会を任命し、その職務を規定することができる。

会長により再任命され執行委員会により承認されない限り、委員会、特別調査委員会、および作業部会の委員の任期は、三年毎におこなわれる執行委員会の選挙の次の年に終了する。

### 第12条 執行委員会幹部

幹部は以下のように構成される。

- (i) 会長 1 名
- (ii) 副会長 2 名
- (iii) 収入役 1 名

会長の任期は 3 年で、3 年毎の総会において選出され、同期間で 2 期まで再選できる。会長は、博物館および博物館専門職員を代表する国際組織という権能をもつイコムの活動のために戦略指針を定める。会長はすべての民事上の行為においてイコムを代表する。会長の署名によりイコムは第三者との協約を締結する。会長は総会および執行委員会を招集し、議長を務める。

2 名の副会長の任期は 3 年で、3 年毎の総会において選出され、同期間で 2 期まで再選できる。副会長は会長によって命じられた業務を遂行し、会長が必要とする補佐をおこない、会長が不在の時には会議を招集して議長を務める。

収入役の任期は 3 年で、3 年毎の総会において選出され、同期間で次の 1 期まで再選できる。収入役は、事務総長と協力してイコムの財政方針に必要なガイドラインを作成して執行委員会の了承を求め、イコムの収支の結果を検討して執行委員会および諮問委員会に定期的に報告をおこなう。

執行委員会幹部(役員により構成される)は緊急の問題に対応し、暫定的な解決をおこなうことができる。幹部によってなされた行動はすべて、緊急事態およびその応急措置に関する説明とともに、最も早い機会に執行委員会全体に対して報告される。

### 第13条 会計監査

執行委員会は年次会議において、有資格の個人または団体をイコムの監査役に指名し、報酬を定める。

監査役に任命された個人または団体は、イコムの収支について年次報告書を作成する。

### 第14条 諮問委員会

#### 第1項 構成

諮問委員会はイコムの助言機関である。諮問委員会は国内および国際委員会、地域連盟および加盟機関の委員長（もしくは指名された代表）により構成される。

#### 第2項 諮問委員会の機能

諮問委員会は執行委員会および総会に対して、イコムの方針、事業、手続き、財政について助言をおこない、また規約の改正を提案することができる。同委員会は、執行委員会が勧告するイコムの全体的な利益のためになることがらや活動について助言をおこなう。諮問委員会の活動は次回の会議で承認を得るために総会に報告される。

#### 第3項 役員

諮問委員会の委員長および副委員長は、委員により 3 年の任期で選出される。諮問委員会の役員は 2 期連続して務めることができる。

諮問委員会の委員長は委員会の会議を招集し議長を務め、執行委員会の職務上の資格による委員、イコムの選挙担当役、および地域連盟全体の委員会の職務上の資格による委員を務める。

#### 第4項 年次会議

諮問委員会は通常会議を、執行委員会がおこなう会議のうちいずれかと同じ期日と場所

において、少なくとも年1回開催する。

#### 第5項 執行委員会の候補者

イコム執行委員会の役員および通常委員の候補者は、国内または国際委員会によるのみ指名できる。指名には、それぞれ国内または国際委員会の委員長により署名され、指名委員会に代わって候補者の適格を確認するもう一人の委員によって裏書がされた書面が伴わなければならない。

#### 第6項 代理人による投票

諮問委員会の委員（委員長を除く）は委員会の会議に別のイコム会員を代理として出席させることができるが、だれも1名を超える委任を受けることはできない。

#### 第7項 定足数と多数

諮問委員会の会議の定足数は、出席している委員および代理の半数(50%)である。もしこの定足数に達しない場合は諮問委員会は同じ場所に24時間以内に再び召集される。そのとき出席者が何名であろうと諮問委員会は討議をおこなう権限を持つ。諮問委員会の決定は出席者および代理の人数の単純多数によりおこなわれる。

### 第15条 国内委員会

国内委員会は、ひとつの国のイコム会員全員によって組織され、執行委員会の認可を得て、その国において博物館および博物館専門職員の利益を代表し、またイコムの活動を企画・実施することができる。国内委員会の活動は「国内委員会の規則」に沿うものでなければならない。

### 第16条 国内連絡員

ある国に国内委員会が存在しない場合、1名のイコム会員が執行委員会によってその国のイコム国内連絡委員に任命され得る。

### 第17条 国際委員会

国際委員会は、執行委員会の認可を得て、事業や活動の実施および同じ学術的・専門的な関心を持つイコムの会員間の通信経路としての役割を果たすことができる。国際委員会の活動は「国際委員会の規則」に沿うものでなければならない。

### 第18条 地域連盟

地域連盟は執行委員会の認可を得て、その地域の国内委員会、博物館ならびに博物館専門職員の情報交換および協力の場の役割を果たすことができる。地域連盟の活動は「イコム

国内委員会地域連盟の規則」に沿うものでなければならない。

#### 第19条 加盟機関

執行委員会は、少なくとも 3 分の 2 がこの規約に定義された博物館専門職員または博物館からなる国際組織に、その会員の半数が 1 年以内にイコムの会員になることを条件として加盟機関の地位を与えることができる。

#### 第20条 大会

##### 第1項 三年毎の集議

イコムは 3 年おきに大会を開催する。

##### 第2項 決議

大会は討論中に提案された決議を総会での討議に提出することができる。

#### 第21条 運営事務局

##### 第1項 役割

運営事務局は、事務総長および他のイコム事務職員から構成されるイコムの運営の中心である。事務局は諸事業を評価・創始し、会員のファイルを扱い、財務を記録・運営し、イコムのアイデンティティーを保護・促進する。

##### 第2項 運営

事務総長は、イコムに雇用された最高経営責任者であり、執行委員会に対してイコムの効率的で効果的な運営、イコムの組織としての機能に必要なとされる資源および事務局の日常的業務、ならびにイコムの利益の促進、イコム会員、委員会、特別調査委員会、作業部会との連絡に関する責任がある。日常的なことがらについては、事務総長はイコムの会長に直接報告する。

#### 第22条 ユネスコイコム博物館情報センター

##### 第1項 管理

ユネスコイコム博物館情報センターはイコムにより管理される。同センターはイコム会員およびユネスコ職員に記録と文書のレファレンス・サービスを提供する。

##### 第2項 職員および資源

事務総長は、ユネスコイコム博物館情報センターに対して責任があり、執行委員会が同センターの機能に必要なとみなす職員と資源とを提供しなければならない。

## 第23条 収入及び支出

### 第1項 収入

イコムの財源は以下のとおりである。

- (i) 会員が納める会費
- (ii) イコムの資産および活動からの収入
- (iii) 直接に受取る補助金および私的な贈与金ならびにイコム財団からの支援金
- (iv) イコムがおこなったサービスに対して契約の範囲内で受け取った支払い金

### 第2項 支出

イコムの財源の使用は、収入役が定めたガイドラインの基に作成され、執行委員会によって承認された年間予算にしたがってなされなければならない。

## 第24条 言語

### 第1項 公用語

英語、フランス語およびスペイン語をイコムの公用語とし、それぞれがイコムの会合において使用できる。

### 第2項 他の言語

総会は、会員がその費用を負担するならば他の言語を採用できる。

## 第25条 方針と手続きの規則

### 第1項 方針の採択

執行委員会は、この規約の条項に効力を与えるために必要とされる方針と規則を採択する。またその改正をすることができる。

### 第2項 手続きの規則

総会および諮問委員会は、その手続きの規則を採択し、またその改正をすることができる。大会はその手続きの規則を採択する。

## 第26条 他の機関との関係

### 第1項 ユネスコ

イコムは、ユネスコと諮問的關係を維持する。

### 第2項 イコム財団

イコムは、イコムの業務を支援するイコム財団と特別なパートナーシップ關係を維持する。

### 第3項 他のパートナー

イコムは適切だと思われる国際組織と仕事上の関係を結ぶことができる。

### 第4項 他の組織の参加

イコムは、公式の関係を結んだ国際組織の代表を大会または他の会合に参加するように招待することができる。

## 第27条 発効と改正

### 第1項 履行

この規約は総会による採択の後、直ちに発効する。

### 第2項 公文書

イコムはフランスにおいて 1901 年の法律によって管理される団体として登録されているので、この規約のフランス語版が、将来の翻訳のすべてが基づくべき公式の文書となる。

誤解または訴訟が起きた場合、確認の目的でフランス語の規約が参照される。

### 第3項 改正

執行委員会、諮問委員会、国内および国際委員会、地域連盟、ならびに加盟機関はこの規約の改正を提案することができる。

## 第28条 解散

### 第1項 解散に関する権限

イコムの会員は、臨時総会に出席している構成員またはその代理の 4 分の 3（75%）の多数決によりイコムの解散を決定することができる。

すべての構成員が第 10 条第 4 項に従って、順当に召集されなければならない。

### 第2項 イコムの財産

解散時にイコムが所有していた財産はすべて、ユネスコと相談したうえ、団体に関するフランスの 1901 年の法律に準拠して、イコムと同様の目的を持つ機関に譲渡される。